平成２４年（フ）第１４５号
群馬県安中市原市2049番地４
債務者　佐藤　博之
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７６号
新潟市中央区神道寺南２丁目５番22号　プリンス駅南15号
債務者　小田小雪こと　小田　小之
１　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２６号
新潟市中央区鐙１丁目７番６号
債務者　石本　悦子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
岐阜県土岐市妻木町1290－１、住民票上の住所岐阜県瑞浪市土岐町９番地の１
債務者　安藤富士男
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３１０号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　１棟203号
債務者　西口　　優
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　１棟203号
債務者　西口　京子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
京都市右京区山ノ内中畑町42番地
債務者　梅田　順一
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
京都市山科区西野大鳥井町13番地17
債務者　池垣　順子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
京都市右京区西京極北裏町８番地12、住民票上の住所熊本県宇土市神馬町313番地１
債務者　中村　高子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９６号
京都府八幡市男山吉井19番地23　吉井セントラルハイツ202号
債務者　清水　直紀
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０１号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地５－402
債務者　大島　　衛
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地５－402
債務者　大島きみ子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
京都市右京区太秦桂ケ原町９番地の46　若松荘
債務者　宮窪　　務
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
京都府向日市上植野町南小路16番地の４
債務者　工藤　裕一
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５０９号
大阪府松原市岡２丁目３番19号、前住所大阪府松原市岡４丁目15番36号
債務者　西田　裕美（旧姓下田）
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
堺市南区茶山台２丁７番２－109号
債務者　栗栖　英隆
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２９号
大阪府松原市三宅東５丁目1838番地の５－203号
債務者　大坪佳那恵
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
堺市南区若松台１丁４番７－301号、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝1146番地の８
債務者　永村　　学
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係